

住友林業(株)が施工した木造住宅(準耐火建築物)における国土交通大臣認定の 不適合施工と対応について

平成24年8月10日
住宅局建築指導課

1. 概要

- 住友林業(株)が施工中の東京都内の木造住宅(準耐火建築物^{※1})において、国土交通大臣認定の仕様と異なる仕様で施工され、建築基準法違反であることが判明しました(別紙参照)。また、同社から同様の疑いのある物件が他に3,524件あるとの報告を受けました。

※1:準耐火建築物とは、主要構造部が準耐火構造またはそれと同等の準耐火性能を有するもので、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を有する建築物のこと

2. 内容

- 国土交通省は、住友林業(株)から、同社が施工中の木造住宅(準耐火建築物)において、間仕切り壁の石膏ボードの留め付け方法等が国土交通大臣の認定を受けた仕様に適合しない疑いがあるとの報告を受け、関係特定行政庁へ情報提供し、調査依頼をしていたところ、東京都内の1件において建築基準法違反が確認され、是正措置^{※2}を講じるよう、特定行政庁を通じて指示しました。

※2:改修等の必要な対策を講じること又は施工された仕様について性能確認を行うことが考えられる。

- 同様の疑いのある同社が報告した木造住宅(準耐火建築物)が他に3,524件^{※3}あり、今後、関係特定行政庁へ情報提供し、調査依頼をします。国土交通省は、これらの案件についても、特定行政庁で違反が確認されれば、早急に是正措置^{※2}を講じるように指示します。

※3:3,524件の内訳(都道府県別)は、東京都が2,036件で最も多く、次いで神奈川県408件、大阪府325件、兵庫県138件、愛知県133件、京都府120件、埼玉県82件、千葉県36件となっており、青森県・岩手県・秋田県・島根県・佐賀県・宮崎県・沖縄県を除く都道府県で施工されている。

3. 今後の対応

- 同社に対して、相談窓口を設置し、適切に対応するように指示しました。
- 同社に対して、他に建築基準法違反がないか徹底した調査を指示するとともに、再発防止策の提出を求めています。
- 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者への相談窓口を設置して、相談に対応します。

【窓口】電話番号:0570-016-100(PHS や一部の IP 電話の場合は、03-3556-5147)

相談時間:10時~17時(土日祝日を除く)

- また、建築士について違反行為が確認された場合は、関係行政庁と連携し、処分に向けた必要な手続きを進めていきます。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官 小野田 吉純 (内線39564)

係長 岩瀬 基彦 (内線39525)

TEL 03-5253-8111(代表)、03-5253-8933(夜間直通)、FAX 03-5253-1630